

広 情 審 第 27号

平成16年10月19日

広島市長 秋 葉 忠 利 様

広島市情報公開審査会

会長 大 賀 祥 充

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成15年12月8日付け広保環第303号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第28号関係）

別添（諮問第28号関係）

# 答 申 書

平成15年12月8日付け広保環第303号で諮問のあった事案(諮問第28号で受理)について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関の決定のうち、「広島市介護保険関係施設整備選考委員会資料」の次点以下に係る施設名及び項目ごとの評点等を不開示とした部分（各表の『「整備主体」又は「法人名」、「施設名」及び「住所」又は「場所」に係る部分』並びに、優先順位付け表の『「既存施設のない地域へ計画」の項（「説明」欄に限る。）及び「高齢者数に対する施設定員」の項に係る部分』を除く。）については、これを取り消し、開示すべきです。

## 2 異議申立ての趣旨

平成15年9月16日付けの異議申立ての趣旨は、同年2月21日及び24日付けで行った介護老人保健施設の開設申請に対する審査内容がわかる公文書（社会局環境衛生課分）の開示請求に対し、実施機関が当該開示請求に対応する公文書として、「平成15年度における介護老人保健施設の整備計画の募集・選考について（伺い）」（以下「第1文書」という。）これに応募した法人（以下「応募者」という。）から提出された「介護老人保健施設整備計画書」（以下「第2文書」という。）及びこれらの選考に係る「広島市介護保険関係施設整備選考委員会資料」（以下「第3文書」という。）を特定した上で、第1文書の全部を開示し、第2文書の全部を不開示とし、及び第3文書のうち次点以下に係る施設名及び項目ごとの評点等を不開示とすることを内容とする部分開示決定を同年7月15日付け広保環第221号で行ったことについて、第3文書の不開示部分の取消しを求めるといふものです。

## 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書並びに口頭意見陳述での異議申立人及び補佐人の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

介護老人保健施設の選考が市民のために公正で透明に行われたかを市民が問うためには、選考基準項目に対する評価が適切に行われたかについて、応募者すべての評価内容を比較検討する必要がある、選考決定された応募者のみの評価内容を情報公開しても意味がありません。

各施設の整備計画に対する評価として広島市が付した点数は、そもそも同市自身の情報であって、応募者の事業計画に係る営業活動に関する情報ではなく、また、これを公にすることによって、応募者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害するとは考えられません。

#### 4 実施機関の主張の要旨

判断説明書及び口頭意見陳述による実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

不開示部分は選外施設の優秀な点及び不十分な点を示しており、これを公にすることにより、応募者が創意工夫して作成した設備上及び運営上の優秀なプランを競争相手に知らせることになる一方、他の者に知らせたくない不十分な面を競争相手に知らせることになります。

また、選外となった整備計画を提出した応募者に係る情報を公にすることは、当該応募者の社会的評価を下げるおそれがあります。

したがって、次点以下に係る施設名及び項目ごとの評点等は、選外となった整備計画を提出した応募者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるため、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第2号の規定に該当するものとして不開示とすることが適当と考えます。

#### 5 審査会の判断理由

当審査会としては、本件第3文書のうち不開示とされた部分が実施機関の主張するように条例第7条第2号の規定に該当するか否かについて、条例の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

本件第3文書の内容

ア この第3文書は、応募者から提出された整備計画書を審査するため庁内に組織された広島市介護保険関係施設整備選考委員会における第1回から第4回までの会議に対し担当課である環境衛生課分として提出された資料であって、個別の審査項目について担当課が付した、又は×の符号及び評価に係る点数(以下「評点等」という。)を記載した数種類の表から構成されています。

イ そこでは、適正な運営を行うことができる運営主体であるか否か、整備予定地及び設備基準が各種法令に適合しているか否か、資金計画及び近隣住民への対応状況から施設の建設及び運営が確実かつ円滑に行われる見込みがあるか否かなどの運営主体及び整備計画の両面から適否判定を、又は×の符号を付すことにより行い、これを適否判定表で表し、次いで、この適否判定の結果において不適(×)とされなかった整備計画について、立地条件、用地確保状況、在宅福祉サービス併設状況、施設の魅力さなどから点数化し選考順位付けを行い、これを優先順位付け表及び「魅力ある施設」評価結果表で表しています。

#### 条例第7条第2号(法人等事業情報)の該当性について

ア 実施機関は、この第3文書のうち、次点以下に係る施設名及び項目ごとの評点等が条例第7条第2号の規定に該当するものとして開示しないこととされています。

イ この不開示とされた評点等は、応募者の整備計画に対する広島市の評価として同市が付した同市自身の情報ですが、これを公にすることにより、その整備計画を提出した応募者の社会的評価に影響を与えたり、その評価を通して当該応募者の営業上の得手・不得手が判明したりするなど、間接的に、評価される側の法人としての競争上の地位等を害することがあることも全く否定することはできません。

なお、実施機関が開示した、選考決定された第1順位の施設名及びその計画に対する評点等については、以後建設され、その計画及び実施自体が公になるため、こうした懸念はなく、開示されたものと認められます。

ウ ところで、募集要綱等には、審査過程及び結果について一般に公にするとは記載がなく、選外となった整備計画を提出した応募者は、自身の社会的評価にかかわる順位については公開されないことを期待していると考えられます。

エ しかし、他方、評点等については、応募者の整備計画が広島市が望む介護老人保健施設にどれだけ近いかについて、同市が設定した審査項目に合致している度合い

を表したものととどまり、当該応募者の法人事業者としての優劣を判断したものではありませんといえます。

また、他の競争相手が以後の競争の場でこの評価を参考として有利となることがあっても、それはもともと当該法人の能力差に由来するものであると考えられます。

そのため、この評点等の公開をもって応募者の競争上の地位等を害するものとは認めることができないと考えます。

オ 加えて、介護老人保健施設は、要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設であり、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設と並ぶ介護保険法（平成9年法律第123号）上の介護保険施設の一つで、その開設に当たり都道府県知事の許可を受け（同法第94条）厚生労働大臣が定める設備及び運営に関する基準に従い要介護者の心身の状況等に応じて適切な介護保健施設サービスを提供することが求められ（同法第96条）都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、必要があると認めるときは、介護老人保健施設の開設者等に報告を求めることなどができる（同法第100条）とともに、一定の場合には、設備の使用制限等、管理者の変更命令、業務運営の改善命令等を行うことができる（同法第101条～第103条）など、良質な施設サービスの提供を確保するため、公的な指導監督の下に置かれています。

また、こうした介護老人保健施設の整備に当たっては、介護保険事業計画に基づいて計画的に整備する対象として公的な資金援助を受けて行われます。

こうした介護老人保健施設の持つ公益性や行政による指導監督、資金援助等の公的関与の状況を考慮すると、その整備選考過程について、市民の関心が高くなるとともに、広島市としての説明責任が大きくなることは当然であり、こうした点も踏まえて判断する必要があります。

カ 以上から、第3文書のうち実施機関が不開示とした部分については、次点以下の施設名が明らかとなる部分を除き、開示すべきであると考え、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりです。

## 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
15 . 12 . 8	広保環第303号付け諮問を受理（諮問第28号で受理）
16 . 2 . 10 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明）
16 . 3 . 9	口頭意見陳述（異議申立人）の申立書及び意見書の受理
16 . 3 . 15	口頭意見陳述（実施機関）の申立書及び資料の受理
16 . 3 . 24 （第2回審査会）	審議（実施機関並びに異議申立人及び補佐人の口頭意見陳述）
16 . 7 . 10 （第3回審査会）	審議
16 . 8 . 31 （第4回審査会）	審議
16 . 10 . 13 （第5回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大 賀 祥 充 (会 長)	広島修道大学法科大学院教授
坂 井 幸	中国新聞社論説委員
藤 田 浩	大阪府立大学経済学部教授
藤 本 圭 子	弁護士
若 尾 典 子	県立広島女子大学生活科学部教授